

入札説明書

奈良県立大学国際交流
サマースクール2026
運営業務委託

令和8年4月

公立大学法人奈良県立大学

入札説明書

奈良県立大学国際交流サマースクール2026運営業務委託に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。この場合において、当該入札説明書等に疑義のある場合は、下記第4条の(1)に掲げる者の説明を求めることができます。

第1条 公告日 令和8年4月28日(火)

第2条 競争入札に付する事項

1 入札業務名

奈良県立大学国際交流サマースクール2026運営業務委託

2 事業の概要

奈良県立大学国際交流サマースクール2026

ア 実施時期 令和8年8月17日(月)から8月29日(土)

イ 実施場所 奈良県立大学、奈良県内

ウ 参加者

- ・本学と連携協定を締結している国内外の大学から推薦された大学生・大学院生・留学生
- ・奈良県大学連合に加盟している大学から推薦された大学生・大学院生・留学生
- ・奈良県立大学学生 ほか

※おおむね40歳まで

最大30名程度の予定

(10コマの講義についてはおおむね15名の一般聴講生を追加する予定)

その他詳細については、別紙業務仕様書のとおりとします。

第3条 競争入札に参加する者に必要な資格

本件委託業務における受託者募集に参加できる者は、次に掲げる者としてします。なお、責任の所在を明確にする観点から、複数の事業者で構成される共同企業体による参加は受け付けません。

ア 公立大学法人奈良県立大学契約規則(以下「契約規則」という。)第2条第1項又は第2項の各号に該当しないこと。

イ 国税及び地方税を滞納していないこと。

ウ 奈良県の指名停止又は指名留保の措置期間中でないこと。

エ 銀行の取引停止又は差し押さえを受けていないこと。

オ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)でないこと又はそれらの利益となる活動を行う法人等でないこと。

カ 奈良県における物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成7年12月奈良県告示第425号)による競争入札参加資格者で、営業種目Q5広告・イベント業務に登録をしている者であるとともに、過去5年間にフォーラムやセミナーの企画・運営業務の請負実績が2件以上あり、かつそのうちの1件には開催期間が3日間以上のフォーラムやセミナーの企画・運営業務の請負実績を有すること。

キ 円滑な業務運営を行うために、合計6名以上の運営スタッフの確保が可能であること。

なお、全体運営統括責任者(正)及び全体運営統括責任者(副)は受託者の正社員であり、過去5年間に開催期間が3日間以上のフォーラムやセミナーにおいて、別紙業務仕様書「5業務内容及び業務経費【2】運営に必要な人員の手配等 ア、イ」に記載の業務内容に類似する業務に従事した経験があること。その他各役割に対応したスタッフを確保できること。

第4条 入札説明書の交付場所等

(1) 契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称及び問い合わせ先

〒630-8258 奈良市船橋町10番地

奈良県立大学事務局研究支援課研究支援係

電話 0742-22-4978(代表)

FAX 0742-22-4991

- (2) 入札説明書の交付方法等
交付方法：奈良県立大学のホームページからダウンロード
(<https://www.narapu.ac.jp/corporation/procurement/>)
交付期間：令和8年4月28日(火)から令和8年5月21日(木)まで
- (3) 開札の日時及び場所
日時：令和8年5月22日(金) 午前10時
場所：奈良県立大学地域交流棟2階 中研修室

第5条 入札に関する質問

入札に関する質問については、所定の質問様式に必要事項を記入し、次に示す連絡先に E-mail または FAX で行ってください。

E-mail：summer-school@narapu.ac.jp

FAX：0742-22-4991

送信後は第4条(1)に示す先へ電話で送信の確認を行ってください。質問受付期間は、令和8年5月7日(木)午後5時までとします。回答は、令和8年5月8日(金)までに奈良県立大学のホームページに掲載します。

第6条 入札参加資格の確認

- 1 入札に参加を希望する者は、参加意向申出書(様式1-1)、参加資格調書(様式2)、業務受託体制について①、②(様式3-1、3-2)及び誓約書(様式4)(以下「入札参加資格申請書類」という。)を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

<提出期限及び場所等>

- ・提出期限：令和8年5月13日(水) 午後5時まで(必着)
- ・場 所：〒630-8258 奈良市船橋町10番地
奈良県立大学事務局研究支援課研究支援係
- ・調整期日：令和8年5月15日(金) 午後5時まで(必着)
(提出期限までに必要書類を提出し、確認事項等の指示がある場合は、調整期日までに再提出してください。)

<提出方法及び部数>

- ・方 法：郵送
提出は書留郵便とし、上記の提出期限までに必着のこと。また、封筒に「奈良県立大学国際交流サマースクール2026運営業務委託に係る入札参加資格申請書類在中」と朱書きしてください。
- ・部 数：各1部

<その他>

- ・入札参加にかかる資料の作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。
 - ・提出された申請書等は入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。
 - ・提出された申請書等は返却しません。
- 2 参加意向申出書の提出後に参加意向申出書の記載事項に変更が生じた場合には、令和8年5月15日(金)午後5時(必着)までに参加意向申出書記載事項変更届出書(様式1-2)を添えて、改めて参加意向申出書(様式1-1)を提出してください。

第7条 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格申請書類を提出した者のうち、資格が確認できた者に対しては、入札参加資格がある旨を、資格が確認できなかった者に対しては、入札参加資格がない旨及びその理由を書面により令和8年5月18日(月)までに通知するとともに、電話又はメールで連絡します。

第8条 入札方法

- (1) 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

- (2) 入札書の提出は書留郵便とし、所定の入札書（様式A）及び入札積算内訳（以下「入札書類」といいます。）を作成し、封をした上、封書の表面に「奈良県立大学国際交流サマースクール2026運営業務委託に係る入札書」と朱書きして、令和8年5月21日（木）午後5時（必着）までに到着するようにしてください。なお、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度（2回目）の入札を行う場合がありますので、入札書は、初度（1回目）入札に係る入札書と再度（2回目）入札に係る入札書類を別々に封緘し、封書の表面に「初度入札」または「再度入札」と各々朱書きして、送付してください。記載については別紙入札書様式記載例、入札積算内訳記載例及び入札書封緘例のとおりです。
- (3) 封緘された入札書が初度又は再度の明記の区別なく郵送されたとき、又はそれぞれの入札書が1通に封緘されて郵送されたときは、同一入札者がなした2以上の入札に該当するものとし、無効の扱いとなります。なお、初度入札で落札者が決定し、郵送された再度入札に係る入札書が不用となった場合は返送します。
- (4) 初度の入札において、無効な入札をした場合は、再度（2回目）の入札に参加することができません。
- (5) 再度入札を行う事となった際に、初度入札に係る入札書のみ郵送されているときは、再度入札を辞退したものとします。
- (6) 入札者は、その提出した入札書類を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

第9条 補足

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 入札保証金
免除します。
- (3) 契約保証金
契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、契約規則第22条第2項各号のいずれかに該当する者である場合は免除します。

第10条 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) この入札説明書で示した競争入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 契約規則第7条に該当する入札
- (3) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (4) その他、入札に関する条件に違反した入札

第11条 落札者の決定方法等

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。その場合は、入札執行事務に関係のない職員に「くじ」を引かせてこれを行います。
- (3) 落札者となるべき者が、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、該当入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を確実に履行することができるかを照会するために、当該落札者の決定を保留する場合があります。
- (4) 再度（2回目）の入札においても予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、2回の入札を通じて最低の価格をもって有効な入札を行った者と随意契約を行う場合があります。

第12条 契約書作成の要否等

- (1) 落札者は、契約書を作成することを要します。契約書作成に要する費用については落札者による負担とします。
- (2) 落札者は、落札の日から土曜日、日曜日及び祝日を含む5日以内（特別の理由により必要があると認めるときは指定する日まで）に契約を締結するものとします。

第13条 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であると認められるとき
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) この契約に係る物品等の調達、購入契約等の契約（以下「購入契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) この契約に係る購入契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、本学が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

第14条 契約の解除

契約締結後、契約者について公立大学法人奈良県立大学契約規則第28条のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

第15条 その他

- (1) 契約業者は、当該契約によって知り得た秘密を漏らしてはなりません。また、他の目的に使用してはなりません。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とします。
- (2) 契約業者は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならないものとします。ただし、予め書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではないものとします。
- (3) 事情により、入札事務を中断し、入札の延期等を行う場合があります。
- (4) 契約後において、社会情勢等の変化を踏まえ、本事業を中止することがあります。なお、中止となった際の委託料については、既履行部分を出来高で支払うこととします。